

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十二日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則
人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

備考		別表第一（第二条関係）				職		区分						
		警察	略	組織	略									
略	略	警察本部	略	略	略	略	略	略	略					
										略	照会センター所長	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略					

備考		別表第一（第二条関係）				職		区分						
		警察	略	組織	略									
略	略	警察本部	略	略	略	略	略	略	略					
										略	健康管理室長	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略					

改正後

改正前

この規則は、令和六年三月二十五日から施行する。

附 則